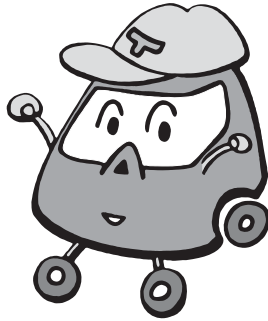


兵ト協ニュース

2010.3 No.284



カタクリの花(丹波市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

- (国土交通) 引越に伴う自動車登録変更手続きの啓発について(協力依頼) … 1
- (環 境) 平成22年4月、川崎市で「エコ運搬制度」がスタート! …… 2
- (経済産業) 取引先とのトラブルで困ったら、「下請かけこみ寺」にお電話を! … 4

○ 事務局からのお知らせ

- 景気対応緊急保証制度の創設について …………… 5
- 平成22年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱 …………… 6
- 交通事故・労働災害防止研修会を開催しました …………… 10
- 社内教育用ビデオ(DVD)「引越作業実務編」の活用について(お知らせ) …… 11

○ 陸災防のページ

- 労働者死傷病報告の様式改正について …………… 12
- はい作業主任者技能講習会のお知らせ …………… 13

○ 会員だより …………… 18

○ 協 会 日 誌 …………… 20



行政からのお知らせ



国土交通

社団法人 全日本トラック協会
会長 中西 英一郎 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部自動車情報課長

引越に伴う自動車登録変更手続きの啓発について（協力依頼）

国土交通省等では、引越をして住所が変わった際に必要となる自動車の変更登録等の申請手続きの励行について啓発活動を実施しており、昨年、貴協会にもご協力いただいているところです。

本年におきましても、引越が集中する3月～4月の時期に、引越利用者である自動車ユーザーに対して、自動車登録変更手続きの必要性について下記のとおり周知いただきたく、貴協会傘下会員の引越事業者の皆様へのご協力方よろしくお願い致します。

記

1. 周知内容

「引越に伴い、住所が変更となった場合は、新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所（軽自動車は軽自動車検査協会）において、当該自動車の変更手続きを必ず行ってください。手続きの詳細は、国土交通省（軽自動車は軽自動車検査協会）のホームページにも掲載しています。」

2. 周知方法

- (1) 引越実施前後に、引越利用者に対し、口頭で上記内容の伝達をお願いします。
- (2) 引越利用者に提供する引越準備チェックリスト等の冊子やパンフレットを作成、又はホームページを開設している引越事業者におかれては、上記1.の内容に以下の参考にあるホームページアドレスを入れて掲載願います。

なお、可能であれば、引越事業者のホームページについては、引越準備チェックリストに掲載願います。この場合において、掲載量が多くなりすぎるときには、以下の参考にあるホームページアドレスを省略いただいても結構です。

（参考）

手続きの詳細については、国土交通省ホームページ内「自動車検査・登録手続」
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/toroku/trk03.htm>) をご覧いただくか、
新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

軽自動車は、軽自動車検査協会ホームページ内「各種申請手続き」
(http://www.keikenkyo.or.jp/application/add_chg.html) をご覧いただくか、新住所を
管轄する事務所・支所にお問い合わせください。



運送事業者のみなさまへ

平成22年4月、川崎市で「エコ運搬制度」がスタート！

大気環境の改善及び地球温暖化防止のため、
川崎市の条例※により、市内の荷主・荷受人が、運送事業者のみなさまなどに
環境に配慮した運搬＝「エコ運搬」の実施を要請することが義務付けられました。

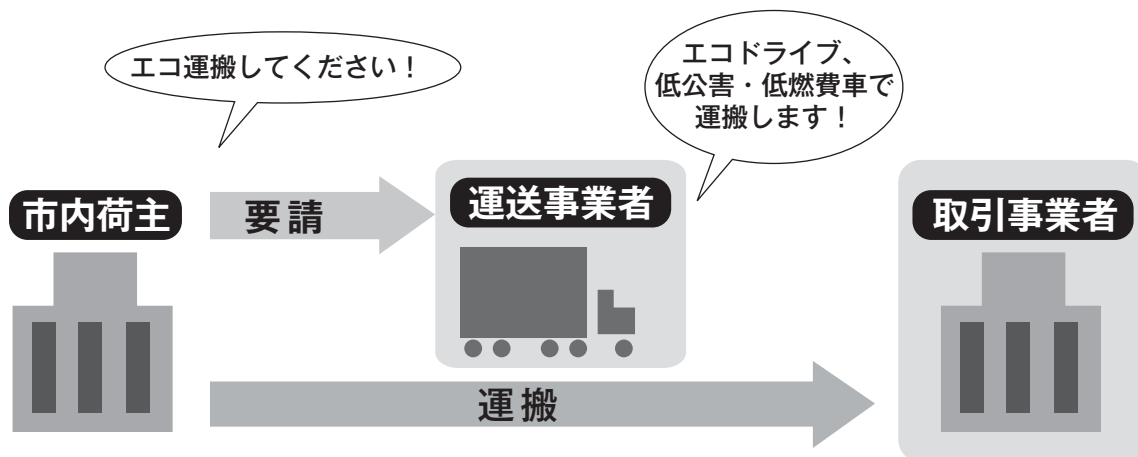
※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 第99条～第99条の3



川崎市発着の運搬について
荷主・荷受人から「エコ運搬」実施の要請がありましたら
御協力をお願いいたします。

エコ運搬とは

- エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示
- 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用
- 低公害・低燃費車の積極的な使用



問い合わせ先 川崎市環境局環境対策部交通環境対策課 電話044-200-2541

<交通環境対策課のホームページ><http://www.city.kawasaki.jp/30/30zidou/home/zidou.htm>

「エコ運搬」とは、運搬の際に次の3項目を実施することをいいます。

ECO エコドライブの実施及びエコドライブを行う旨の表示

環境にやさしく、燃費改善にもつながるエコドライブを実施してください。

また、使用する車両へエコドライブステッカーなどを貼付してください。ステッカーは、各自治体のものや協会・団体のもの、自社で作成したものなど、種類は問いません。

●「かわさきエコドライブ宣言」について

川崎市では、「かわさきエコドライブ宣言」に登録していただいた事業者に、自動車に貼付できるエコドライブステッカーを配布しています。



エコドライブ宣言車

～ゆっくり発進します～

かわさきエコドライブ推進協議会・川崎市

「かわさきエコドライブ宣言」の趣旨に賛同の上、ぜひ御登録ください。

ECO 自動車NOx・PM法の車種規制不適合車の不使用

自動車NOx・PM法に定める排出ガス基準に適合しない自動車（不適合車）は、環境への負荷が高いため、川崎市発着の運搬に使用しないでください。

お持ちの自動車の車検証の「備考」欄で、排出ガス基準の適合状況を確認できます。

●車検証の「備考」欄 記載内容

使用車種規制（NOx・PM）適合

排出ガス基準に適合していますので、川崎市発着の運搬に使用しても支障ありません。

この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。

その有効期間満了日以降川崎市発着の運搬に使用しないでください。

この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。

自動車NOx・PM法不適合車です。川崎市発着の運搬に使用しないでください。

ECO 低公害・低燃費車の積極的な使用

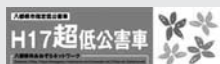
川崎市発着の運搬の際は、所有する車両の中から、低公害・低燃費車を積極的に配車してください。なお、低公害・低燃費車を判別する手段として、八都県市指定低公害車ステッカーなどがあります。

参考 八都県市指定低公害車ステッカー

平成21年基準



平成17年基準



経済産業

中小企業の皆さま。
取引先とのトラブルで困ったら、

経済産業省・
中小企業庁からの
お知らせです。

「下請かけこみ寺」にお電話を！

「下請かけこみ寺」には、現在、中小企業の皆様から
多くの相談が寄せられています。たとえば…

困った例

1



契約書に支払い方法等が
書いていないのですが、
どうしたらよいのでしょうか？

困った例

2



原材料価格が倍以上になったのに
取引先が価格転嫁を全く認めて
くれません！

困った例

3



代金の支払いをめぐる
こじれています。
裁判を起こそうか迷っています。

困った例

4



代金の支払い時に、
値引きを要求されて困っています！

困った例

5



仕事の受注と見返りに、
取引先が取り扱っている商品を
購入するよう求められ困っています。

「下請かけこみ寺」事業は、国の委託事業です。
取引に関する中小企業の皆様のどんなお悩みにも相談員が親身になってお話を聴きます。
裁判外紛争解決手続（ADR）も整備しています。
相談の費用は無料です。

詳しくはこちらまで ————— 相談無料・秘密厳守

「下請かけこみ寺」本部（財）全国中小企業取引振興協会

下請かけこみ寺受付時間
平日：9:00～12:00/13:00～17:00

03-5541-6655

下請かけこみ寺

検索

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

●「下請かけこみ寺」は、（財）全国中小企業取引振興協会が実施する、国の支援を受けた事業です。



経済産業省

中小企業庁

中小企業のお役立ち情報を
携帯電話でご覧になれます。

モバイル中小企業庁

検索



事務局からのお知らせ

景気対応緊急保証制度の創設について

標記について、政府は「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日発表）」により、新たに「景気対応緊急保証制度」を創設し、平成22年2月15日から実施することになりました。

景気対応緊急保証制度は、道路貨物運送業を含めた原則全業種が対象業種として指定されています。

また、従来の緊急保証制度の指定期間は、平成20年10月31日から平成22年3月31日まででしたが、「景気対応緊急保証制度」の創設に伴い、平成22年2月15日から平成23年3月31日までと延長され、認定要件も下記のとおり一部変更されました。

つきましては、「景気対応緊急保証制度」の保証制度の概要は、下記のとおりです。

記

<保証制度概要>

1 概要

- ・対象業種を一部の例外を除き、原則全業種を指定（1,118業種）
- ・緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加（36兆円）

2 認定要件

事業所の所在地を管轄する市区町村長から認定を受けた中小企業者が対象

- ・売上高が前年比マイナス3%以上の中小企業者

（※最近3ヵ月の月平均売上高が前年同期比マイナス3%以上）

※企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少（マイナス3%を）基準を導入

3 指定期間

平成22年2月15日から平成23年3月31日まで

4 保証限度額

保証限度額8千万円（無担保）、2億円（有担保）

※信用力の高い事業者には、8千万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応

5 信用保証料率

保証料率は全国一律0.8%以下、保証期間は10年以内（据置期間2年以内）

◆上記の問い合わせについては、各金融機関及び信用保証協会へお問い合わせ下さい

〈平成22年度　ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱〉

（目　　的）

第1条　この要綱は、兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が全日本トラック協会と協調して実施するトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するため、助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

（資格・要件）

第2条　助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、協会会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社の県内営業所に勤務するドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

（助成対象研修施設、研修）

第3条　助成対象となる研修施設、研修は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設　協会が指定する総合的な設備を有する安全教育施設
- (2) 研修助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、特別研修（2泊3日以上 of 研修）、一般研修（1泊2日の研修）とし、協会が指定する。

（助成額）

第4条　助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別研修（2泊3日以上 of 研修）については、研修受講料の全額及び交通費
- (2) 一般研修（1泊2日の研修）については、研修受講料の一部（上限3万円）及び交通費

但し、交通費については、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、1万円を上限とする。

（定　　員）

第5条　多くの事業者が広く制度を活用するために、申込みは、原則として1事業者につき2名を上限とする。

- 2　この制度による研修受講は、事業者からの申込順とし、助成金枠がなくなり次第申込みを締め切るものとする。

（受講適否の事前確認、輸送事業部への連絡）

第6条　受講希望事業者は、資格・要件及び人数枠等による可否等について、事前に協会の確認を得なければならない。

（施設の予約と申込み）

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設に希望研修（別表）を予約をしたうえで、様式1「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、協会会長に対して、第6条の確認を得て10日以内に提出しなければならない。なお、期日が過ぎても提出がない時は受講をキャンセルしたものとする。

（受講料の納入）

第8条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

- 2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

（報告書：研修受講後）

第9条 助成対象事業者は、訓練実施後7日以内に、様式2「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」（以下「報告書」という。）を協会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加感想文」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

（助成金の支払い請求及び支給）

第10条 協会は、原則として、前条の報告書を四半期ごとにとりまとめ、全ト協会会長に対して助成金を請求し、協会会長に対して助成金の交付を受けた場合は、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給することとする。

（取下げ）

第11条 助成対象事業者が申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに協会会長に対して、様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

第12条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次の掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部又は全額を、また交通費を伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき
- (2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき
- (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき

付 則

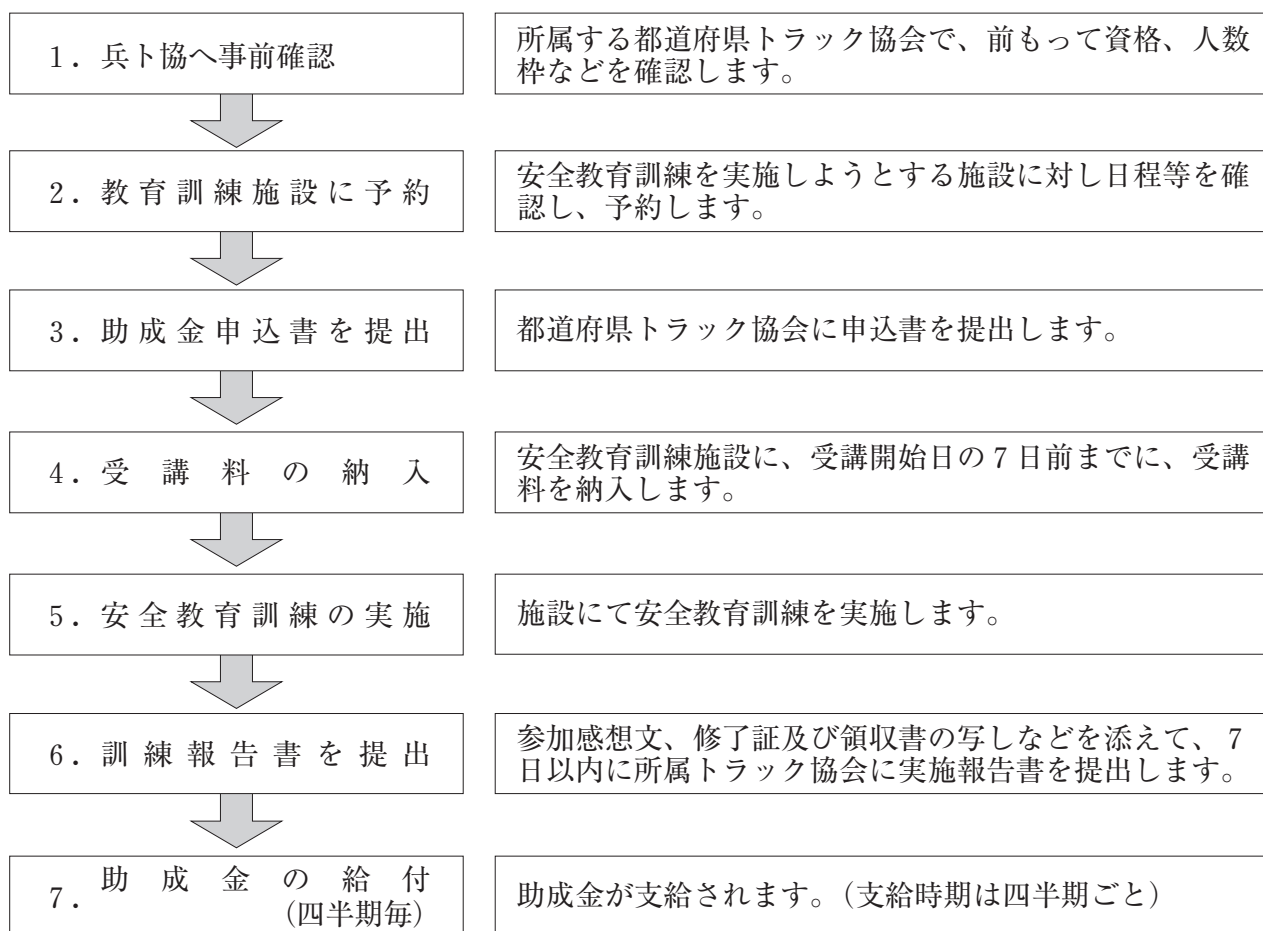
本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

※ 各様式（申込書等）は事務局までお問い合わせ下さい。

※ 研修受講者が変わる時は、事前にすみやかに協会まで連絡して下さい。

※ 協会担当（輸送事業部） TEL 078-882-5556

●手続きの流れ



平成22年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日程	研修受講料 (全額助成)※1	定員	備考
特定研修施設	中部トラック総合研修センター TEL 0561-36-1010	ドライバー研修 (3日間)	101	5月20日(木)～5月22日(土)	51,680	10	中型
			102		61,130	10	大型
			103	6月30日(水)～7月2日(金)	51,680	10	中型
			104		61,130	10	大型
			105	9月24日(金)～9月26日(日)	51,680	10	中型
			106		61,130	10	大型
			107	10月14日(木)～10月16日(土)	51,680	10	中型
			108		61,130	10	大型
			109	11月26日(金)～11月28日(日)	51,680	10	中型
			110		61,130	10	大型
		安全運転管理者研修 (3日間)	111	5月12日(水)～5月14日(金)	49,480	10	中型
			112		58,930	10	大型
			113	6月10日(木)～6月12日(土)	49,480	10	中型
			114		58,930	10	大型
			115	7月15日(木)～7月17日(土)	49,480	10	中型
			116		58,930	10	大型
			117	9月16日(木)～9月18日(土)	49,480	10	中型
			118		58,930	10	大型
			119	11月4日(木)～11月6日(土)	49,480	10	中型
			120		58,930	10	大型

	埼 玉 県 トラック総合 教育センター TEL 048-584-0055	ド ラ イ バ ー 研 修 (3 日 間) 安全運転管理者研修(3日間)	2月現在、未定の為、直接お問い合わせ下さい。					
指 定 研 修 施 設	自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー 安 全 運 転 中 央 研 修 所 TEL 029-265-9560	ド ラ イ バ ー 研 修 (4 日 間)	301	4 月 27 日 (火) ～ 4 月 30 日 (金)	※ 2	104,520	30	大型※ 5
			302	5 月 18 日 (火) ～ 5 月 21 日 (金)	※ 3	85,020	30	2 トン車
			303	7 月 5 日 (月) ～ 7 月 8 日 (木)	※ 2	104,520	30	大型※ 5
			304	8 月 17 日 (火) ～ 8 月 20 日 (金)	※ 3	85,020	30	2 トン車
			305	9 月 24 日 (金) ～ 9 月 27 日 (月)	※ 2	104,520	30	大型※ 5
			306	12 月 13 日 (月) ～ 12 月 16 日 (木)	※ 2	104,520	30	大型※ 5
			307	3 月 7 日 (月) ～ 3 月 10 日 (木)	※ 2	104,520	30	大型※ 5
	ク レ フ ィ ー ル 湖 東 交 通 安 全 研 修 所 TEL 0749-45-3872	ド ラ イ バ ー 研 修 (3 日 間)	401	5 月 20 日 (木) ～ 5 月 22 日 (土)		64,260	20	
			402	7 月 15 日 (木) ～ 7 月 17 日 (土)		64,260	20	
			403	9 月 9 日 (木) ～ 9 月 11 日 (土)		64,260	20	
			404	10 月 21 日 (木) ～ 10 月 23 日 (土)		64,260	20	
			405	11 月 25 日 (木) ～ 11 月 27 日 (土)		64,260	20	
		安 全 運 転 管 理 者 研 修 (3 日 間)	411	4 月 22 日 (木) ～ 4 月 24 日 (土)		68,460	20	
			412	6 月 24 日 (木) ～ 6 月 26 日 (土)		68,460	20	
			413	8 月 26 日 (木) ～ 8 月 28 日 (土)		68,460	20	
	総 合 交 通 教 育 セ ン タ ー ド ラ イ バ ン グ ア カ デ ミ ー O N G A TEL 093-293-2359	ド ラ イ バ ー 研 修 (3 日 間)	501	4 月 10 日 (土) ～ 4 月 12 日 (月)		64,000	20	
			502	6 月 12 日 (土) ～ 6 月 14 日 (月)		64,000	20	
			503	8 月 7 日 (土) ～ 8 月 9 日 (月)		64,000	20	
			504	9 月 11 日 (土) ～ 9 月 13 日 (月)		64,000	20	
			505	11 月 6 日 (土) ～ 11 月 8 日 (月)		64,000	20	
		安 全 運 転 管 理 者 研 修 (3 日 間)	511	5 月 15 日 (土) ～ 5 月 17 日 (月)		64,000	20	
			512	7 月 3 日 (土) ～ 7 月 5 日 (月)		64,000	20	
			513	10 月 9 日 (土) ～ 10 月 11 日 (月)		64,000	20	
			514	12 月 4 日 (土) ～ 12 月 6 日 (月)		64,000	20	
	総 合 交 通 教 育 セ ン タ ー ド ラ イ バ ン グ ア カ デ ミ ー 北 海 道 TEL 011-232-2815	ド ラ イ バ ー 研 修 (3 日 間)	601	6 月 19 日 (土) ～ 6 月 21 日 (月)		64,000	20	東地区※ 6
			602	7 月 16 日 (金) ～ 7 月 18 日 (日)		64,000	20	西地区※ 6
			603	9 月 10 日 (金) ～ 9 月 12 日 (日)		64,000	20	西地区※ 6
		安 全 運 転 管 理 者 研 修 (3 日 間)	611	6 月 11 日 (金) ～ 6 月 13 日 (日)		64,000	20	西地区※ 6
			612	7 月 31 日 (土) ～ 8 月 2 日 (月)		64,000	20	東地区※ 6

※ 1. 研修受講料には所定の宿泊・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります。)

※ 2. ～ 4. 自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)の食事代のみ現地払いとなるため、受講料納入にあたっては、この食事代(3日間→3,680円、4日間→5,520円)を差し引いた金額を送金してください。なお、これらの金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。*納入額、ドライバー研修大型(※ 2.)→99,000円、小型(※ 3.)→79,500円、安全運転管理者研修(※ 4.)→52,500円

※ 5. この研修は大型車のみを使用します。(要大型免許)

※ 6. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。

【参考】

平成22年度 クレフィール湖東 交通安全研修所1泊2日コース日程

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受験料(円)
指定 研修 施設	クレフィール湖東 交通安全研修所	安全運転研修	041	4月17日(土)～18日(日)/4月24日(土)～25日(日)/5月8日(土)～9日(日)	38,535
				6月5日(土)～6日(日)/6月19日(土)～20日(日)/7月3日(土)～4日(日)	
				7月17日(土)～18日(日)/7月24日(土)～25日(日)/8月7日(土)～8日(日)	
				8月21日(土)～22日(日)/8月28日(土)～29日(日)/9月11日(土)～12日(日)	
				9月18日(土)～19日(日)/10月9日(土)～10日(日)/10月30日(土)～31日(日)	
				11月6日(土)～7日(日)/11月27日(土)～28日(日)/12月4日(土)～5日(日)	
				12月18日(土)～19日(日)/	
				1月8日(土)～9日(日)/1月29日(土)～30日(日)2月5日(土)～6日(日)	
				2月12日(土)～13日(日)/3月5日(土)～6日(日)/3月12日(土)～13日(日)	

交通事故・労働災害防止研修会を開催しました

開催日 平成22年2月22日(月)

場 所 神戸商工会議所神商ホール

主 催 (社)兵庫県トラック協会、陸運労災防止協会兵庫県支部

参加者 200名

内 容

①「最近の労働問題について」

講 師 (社)全日本トラック協会 労働部長 秋元 豊 氏

②「リスクアセスメントの取組事例について」

講 師 (株)石原運輸 代表取締役社長 石原 敏和 氏

③「安全教育指導実践ポイント」

講 師 (株)クレフィール湖東 交通安全研修所 所長 守 雄二 氏

今回の兵ト協ニュースに、当日の資料(冊子)「死角の落とし穴」「運転管理日誌」を同封しています。ドライバーの安全運転教育にお役立て下さい。

引越運送事業をされる事業者のみなさまへ

社内教育用ビデオ(DVD)『引越作業実務編』の活用について(お知らせ)

引越運送は、引越に不慣れな消費者が対象の事業であり、家屋からの搬出に伴う梱包や搬入先での据付など運送以外でのプロとしての多様なサービスの提供を求められる業務です。

この度(社)全日本トラック協会では、引越運送事業をされる事業者の皆様がお客様とのトラブルを未然に回避し良質なサービスを提供するため、社員教育用のビデオ『引越作業実務編<引越の達人になろう>』を作成しましたのでご活用ください。

但し、貸出期間(最大)は申込日から返済日までの10日間とさせていただきます。

※(事業者各位において、ビデオをコピーして頂いても結構です。)

○ビデオ内容：① 出発前の確認 ② 作業開始にあたって ③ 養生・梱包 ④ 搬出・積込
⑤ 養生・取卸し・搬入 ⑥ セッティング 約15分

○申込方法 下記の借用申込書にて (FAX:078-882-5565 可)
担 当 (社)兵庫県トラック協会 環境事業部 電話:078-882-5556

-----切--り--取--り-----

ビデオ『引越作業実務編<引越の達人になろう>』借用申込書

(社)兵庫県トラック協会

環境事業部 引越担当行

FAX:078-882-5565

平成 年 月 日 (曜日)

事業者名 _____

担当部署 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

事業者記入欄	ビデオ借用申込日	平成 年 月 日 (曜日)
	ビデオ返済予定日	平成 年 月 日 (曜日)
協会記入欄	ビデオ貸し出し日	平成 年 月 日 (曜日)
	ビデオ返済受領日	平成 年 月 日 (曜日)

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

労働者死傷病報告の様式改正について

事業者は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第97条の規定により労働者死傷病報告の提出が義務付けられていますが、派遣労働者の場合には、派遣元及び派遣先双方の事業者に対し、その提出が義務付けられています。

今般、安衛則様式第23号（休業4日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設ける等の改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることになりました。

つきましては、本改正の趣旨及び内容は、下記のとおりです。

なお、本改正のリーフレット等につきましては、厚生労働省のホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei29/index.html>)に掲載しております。

記

1 改正の趣旨

今般の改正は、派遣先の事業者からの安衛則第97条の規定に基づく労働者死傷病報告の提出の徹底を図り、派遣先の事業場における労働災害防止対策の推進に資するため、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式第23号（休業4日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 報告項目の追加

派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告（安衛則様式第23号）により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設けるものとしたこと。

(2) その他

(1)の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。

なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

講習会のお知らせ

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1 日目	平成22年 4 月14日（水） 9 時～17時
	2 日目	平成22年 4 月15日（木） 9 時～18時
講習会場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非 会 員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A 4 サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真 2 枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2 枚の内うち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2 丁目4-27 兵庫県トラック協会内
 陸運労災害防止協会兵庫県支部
 電 話 (078) 8 8 2 - 5 5 5 6

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
平成22年3月15日(月)～平成22年4月2日(金) 必着
ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。

5. 修 了 証

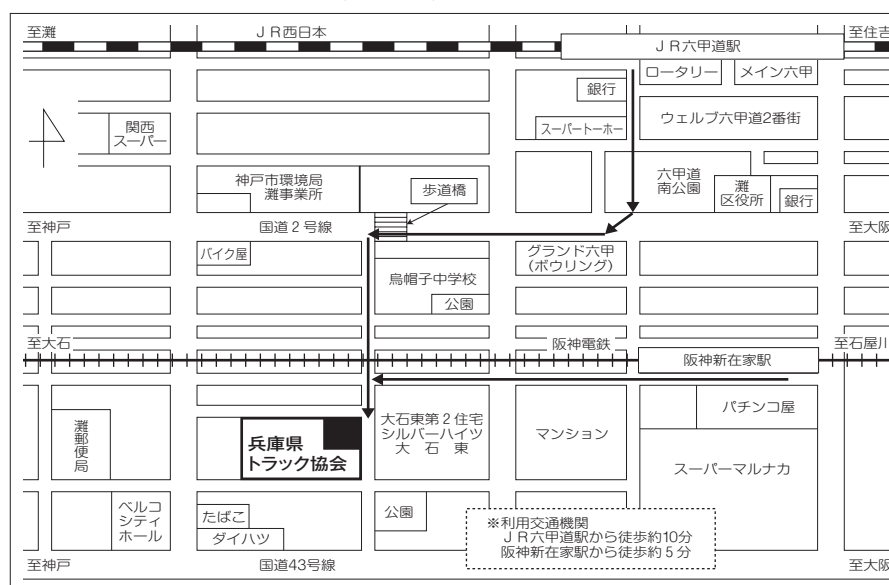
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持 参 品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏 名		男 ・ 女	修了証 番 号	
生 年 月 日	年 月 日生	交付年月日		※
現 住 所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			本 籍 都 道 府 県
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名 称			

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

事 業 者 _____ ㊞

書替・再交付年月日 ※ 年 月 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講 習 名	講 習 日		受 講 定 員
	日 程		
第 1 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年6月	50名
第 2 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年9月	50名
第 3 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年11月	50名
第 4 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成23年3月	50名
第 1 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	4月 ※詳しくは13、14pをご参照ください。	100名
第 2 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	6月	100名
第 3 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	8月	100名
第 4 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月	100名
第 5 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月	100名
第 6 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100名
場所は主に神戸市（兵庫県トラック協会研修センター）を予定 ※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、現在業務規定を改正中ですので 詳細は、決定次第お知らせ致します。			

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成22年 1 月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	87.03	90.83	98.58	90.00
出 光	87.90	94.00	93.50	92.00
J エ ナ ジ ー	87.25		104.20	91.43
コ ス モ	86.97	88.58	97.43	99.00
昭 和 シ ェ ル	87.35		97.00	92.00
モ ー ビ ル			93.00	
エ ッ ソ	88.01		97.72	105.50
そ の 他	88.40	90.30	94.00	93.86
総 計	87.62	90.23	96.75	94.55
21 ／ 12	全国平均	調 査 な し	91.59	92.48
	近畿平均		91.65	96.32

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成21年 2 月	77.65	82.01	91.24	86.33
平成21年 3 月	73.00	75.91	85.54	81.64
平成21年 4 月	71.15	73.88	83.05	81.06
平成21年 5 月	73.73	75.90	84.25	81.93
平成21年 6 月	74.72	77.00	86.09	81.87
平成21年 7 月	76.19	78.70	86.56	84.30
平成21年 8 月	80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年 9 月	82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月	82.43	86.87	91.32	90.37
平成21年12月	85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年 1 月	85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年 2 月	87.62	90.23	96.75	94.55
年 間 平 均	79.64	82.38	89.30	87.44

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
22.1.26	西 播	一般	㈱木原モータース	木 原 康	〒670-0052 姫路市西今宿1丁目4番33号 ☎ 079-296-3111 FAX 079-296-3110
2.1	但 馬	一般	兵庫エクスプレス㈱	尾 崎 潤 一	〒668-0012 豊岡市下陰397-9 ☎ 0796-20-1231 FAX 0796-20-1236
2.4	北 播	利用	㈱クローバーネット	藤 部 誠 仁	〒675-2231 加西市王子町605-1 ☎ 0790-48-8818 FAX 0790-48-8817
2.4	東神戸	一般	㈱鈴与カーゴネット滋賀	高 山 秀 一	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東3-20-503 ☎ 078-857-1374 FAX 078-846-1227
2.10	東神戸	一般	㈱ウエスト	蒔 野 栄二郎	〒657-0862 神戸市灘区浜田町1丁目1番22号 ☎ 078-822-8865 FAX 078-822-8838

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
22.2.6	西 宮	一般	㈱鈴与カーゴネット九州	志 村 正 裕	兵庫県廃止
2.15	東 播	一般	㈱和 田 企 業	和 田 謙 司	都合により
2.17	兵 庫	一般	(有)小 林 土 木	高 山 哲 男	休止のため

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
	P.141	代 表 者	㈱ヤナギ商運 柳 孝 寛	富 田 悦 司
22.2.17	P.167	住 所	栄 友 産 業 ㈱ 姫路市広畑区東新町1-38	〒671-0224 姫路市別所町佐土1丁目8
2.17	P.179	代 表 者	辰 巳 運 輸 ㈱ 木 谷 光 郎 石 堂 駿 治	木 谷 光 郎 佐 藤 徹 郎
2.17	P.152	住 所	㈱秀 光 加古川市平岡町土山421-25	〒675-0024 加古川市尾上町長田15-1
2.19	P.81	住所・代表者	(有)神東荷造運輸 西 田 治 二 神戸市中央区北本通5丁目1-27	〒651-0085 神戸市中央区八幡通1丁目1-8

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
22.1.15	淡 路	五 反 田 山 東 子 様	(株) シ ョ ー ゼ ン
1.23	西 播	竹 内 岩 夫 様	ニッシンセントラル(株)
1.29	北 播	藤 本 み つ え 様	三 友 物 流 (有)



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成22年2月15日現在)

H22・2・15 淡 路 通 運 (株)

6,746円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号

01170-6-54803

○口 座 名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
2・2	「トラック事業の総合安全プラン2009」研修会	西 部 研 修 セ ン タ ー	2・25	KTS正副会長会議	滋賀県大津市 「琵琶湖ホテル」
3	「トラック事業の総合安全プラン2009」研修会 全ト協労働委員会	兵 ト 協 全 ト 協	— 3月の予定 —		
4	兵ト協 正・副会長会議 全ト協引越部会正副・監事分科合同会議 引越部会「第28回引越部会」	兵 ト 協 全 ト 協 全 ト 協	3・1	兵庫県警察本部 感謝状贈呈式	兵庫県警察本部 12階本部長室
5	近畿トラック協会 幹事会 物流講演会 全ト協海コン部会正副部会長会議 兵ト協 神戸中央支部 新年役員会	大 ト 協 大阪府立労働センター (エルおおさか) グランドプリンス ホテル 赤坂 西 村 屋 路 た じ ま 路	2	運行管理者試験事前研修会	兵 庫 県 農 業 会 館
8	物流政策委員会	兵 ト 協	3	兵ト協 正副会長会議 兵ト協 理事会	兵 ト 協 兵 ト 協
9	団体連絡会議		4	フォークリフト運転技能講習会(学科) 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会 兵庫リスクアセスメント推進大会	兵 ト 協 兵庫労働基準 連 合 会 兵庫労働基準 連 合 会 講 習
10	21年度予算変更ヒアリング 食品部会「全体会議(新年を迎えての懇話会)」	運 輸 局 マンダリンパレス 神戸市中央区	5	第11回 経営改善委員会 自動車関係団体連絡会議	全 ト 協 自動車会館
12	輸送秩序確立委員会正副委員長会議 環境審議会大気環境部会 京阪神取扱部会「第26回正副部会長合同会議」 平成21年度神戸新聞広告賞表彰式	兵 ト 協 兵庫中央 労働センター クラウンプラザ 神 戸 神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	6	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教育 訓練センター
13	KTS「第2回配車担当者研修会」	大 阪 市 「大成閣」	7	第2回運行管理者試験	神 戸 国 際 展 示 場
15	整備管理者選任後研修 環境対策委員会 WebKIT全国研修・交流会「西地区」 近畿ブロック支部長・事務局長会議 前原国土交通大臣陳情(海上コンテナ部会)	兵 庫 県 会 館 兵 ト 協 大 阪 新 阪 急 ホ テ ル ヒルトン大阪	8	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会 近畿ブロック事務局連絡会議 (財)暴力団追放兵庫県民センター理事会	大 阪 新 阪 急 ホ テ ル ホテルグラン ヴィア和歌山
16	兵庫県交通安全対策委員会 輸送秩序確立委員会 三木会	国土交通省 兵庫県公館 兵 ト 協 兵 ト 協	9	適正化情報処理システム担当者会議	パレス神戸
17	交付金運営委員会	兵 ト 協	10	兵庫交通労働災害防止関係団体連絡協議会 引越・宅配輸送情報交換会	兵庫労働局 ポートピア ホ テ ル
18	全ト協 交付金中央運営委員会 (財)貨物自動車運送事業振興センター 評議員会 整備管理者選任後研修 全ト協 常任理事会・理事会合同会議 交通対策委員会 全国物流青年経営者代表者研修会	第一ホテル京 東 第一ホテル京 東 姫路市勤労 市 民 会 館 第一ホテル京 東 兵 ト 協 東京都トラック 総 合 会 館	11	環境問題対策委員会 シンポジウム2010 in 神戸	全 ト 協 ラッセホール
19	第19回全国物流青年経営者中央研修会 全ト協海コン部会特別委員会 近畿トラック協会 正・副会長会議 近畿トラック協会 理事会	全 ト 協 ホテルグラン ヴィア 京 都 ホテルグラン ヴィア 京 都	13	フォークリフト運転技能講習会(実技) 西日本ブロック・近畿ブロック合同研修会	(社)神戸港湾教育 訓練センター 「琵琶湖ホテル」 滋賀県大津市
22	事故防止研修会	神商ホール	14	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教育 訓練センター
23	全ト協交通対策委員会 ナスバ安全マネジメント講習会 常任理事会・総務委員会合同会議	全 ト 協 兵庫県農業 共 済 会 館 兵 ト 協 クラウンプラザ ホ テ ル	16	ナスバネットによる適性診断活用講座	事故対兵庫支所
24	兵庫県適正化事業実施機関評議委員会 全ト協重量部会 経営者研修会	兵 ト 協 熱海大観荘	17	兵ト協 天狼会 例会	兵 ト 協
25	兵庫県トラック運輸厚生年金基金理事会・代議員会 ナスバネットによる適性診断活用講座 環境再生保全機構「エコドライブ活動推進セミナー」	楠公会館 事故対兵庫支所 兵 ト 協	18	全ト協 第82回通常総会	第一ホテル京 東
			23	全国適正化実施機関本部長会議	東京都・第一 ホテル東京
			25	ひょうごエコタウン推進会議 第47回通常総会 (予算)	ラッセホール
			26	(財)兵庫県交通安全協会 正・副会長会議 (財)兵庫県交通安全協会 通常総会・評議員会	兵 ト 協 楠公会館 楠公会館
			— 4月の予定 —		
			4・6	春の全国交通安全運動	全 国
			30	常任理事会・総務委員会合同会議	兵 ト 協
			— 5月の予定 —		
			5・12	理事会	兵 ト 協
			27	兵ト協 決算総会	ホ テ ル 日 航 姫

車の泥はねをいいがかりとした金銭要求が多発中！

兵庫県警より下記のとおり振り込め詐欺（恐喝）に関する通知がありましたので被害に遭わないよう注意して下さい。

振り込め詐欺ニュース **兵庫県警察**

車の泥はねをいいがかりとした金銭要求が多発中！

最近、兵庫県（特に阪神地域）、大阪府において、

- ・「車の泥はね運転によって、礼服が汚れた」
- ・「礼服のレンタル代金を指定の口座に振り込んで」

といった手口による振り込め詐欺（恐喝）が多発しています。

特徴点は、

- ・車体に事業所名を記載している車が狙われる
- ・大阪、阪神地域を走行した車が狙われる
- ・タクシー運転手やヤクザを名乗る男が電話をしてくる

です。

該当する事業所は、被害に遭わないよう注意してください。

電話があれば、絶対に振り込まずに警察へ相談を！

「安全性優良事業所の認定制度」は、 産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定) より抜粋

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。



マークのトラックは

高品質な輸送を
ご提供します。